

新潟市立小林小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成29年8月28日改訂

令和元年7月26日改訂

令和6年5月2日改訂

令和7年4月1日改訂

本指針は、いじめ防止対策推進法、国のいじめ防止等のための基本方針及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめはどの子にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるようにする。そのために、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

1 いじめについての基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ・分かる授業・できる授業の実践に努め、全ての子どもが安心して参加できる授業づくりに努める。
- ・朝の会や終会を利用して相互に認め合う時間を設定し、自己肯定感、自尊感情、自己有用感の醸成を図る。
- ・道徳や特別活動を充実させ、自主的・実践的な態度を育む教育を実施する。
- ・一人一人を生かす教育活動の充実を図り、自他を尊重する心を育てる。
- ・いじめや差別を許さない学級風土づくりに努める。

(2) 相談体制の整備

- ・年3回の「学校生活アンケート」（いじめ状況調査）実施後に、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・校内研修では学級力アンケート等の考察と対応策を考え、共通理解を図る。

(3) 異学年集団（小林ファミリー）活動の実施

- ・異学年集団活動の中で、協力したり協調したりすることを学び、望ましい人間関係づくりの中で、親和的集団形成と所属感の獲得、自己有用感を実感させる。

(4) インターネット等を通じて行われるネットいじめに対する対策

- ・学級活動・道徳・日常の学級指導・休業前指導などで、情報モラル教育を確実に行う。
- ・学校だより・生活指導だより・学年だよりなどで、保護者への啓発活動を行う。

3 いじめ早期発見・早期解決に向けた取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

また、必要に応じて、次の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

《関係諸機関》

- ・新潟市教育委員会 ・南区教育支援センター ・新潟市教育相談センター
- ・南区教育相談室 ・新潟市児童相談所 ・新潟南警察署

(2) 日頃からの児童理解

健康観察、授業中、休み時間、清掃活動などのなかで児童の様子に目を配ったり、交友関係や表情の変化を把握したりし、日頃からの児童理解に努める。

(3) 早期解決の対策

①いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告する。

②「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、複数の教職員で対応をする。

③いじめを受けた児童・保護者に対する支援。

いじめを受けた児童に寄り添いながら対応をし、事実確認を明確にする。心のケアは、養護教諭や、スクールカウンセラー等、専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

④いじめを行った児童に対する指導

事実関係を明確にする。いじめを行った児童の思いを受け止めつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、十分な反省を引き出すことで、再発防止に努める。必要に応じて関係機関と連携する。

⑤周囲の児童への指導

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気をもてるようにする。

4 いじめ問題に取り組む組織

(1) 校内組織

「校内いじめ対応ミーティング」

発生したいじめに対し、管理職、生活指導主任、学級担任、関係する教職員で構成し、迅速・適切に対処する。

「情報交換会」

職員打合せのときに、気になる児童についての情報交換をし、情報を共有する。

職員会議後に学級や児童の様子を伝え合い、情報交換をし、情報を共有する。

「子どもを語る会」を実施し、全校児童について情報交換をし、共通理解を図る。

(2) 家庭・地域、関係機関との連携組織

緊急を要する問題行動が発生した場合は、校長の指示により敏速に、次の関係機関等と連携して対応にあたる。

- 《関係諸機関》・新潟市教育委員会 ・南区教育支援センター ・新潟市教育相談センター
・新潟市児童相談所 ・新潟南警察署 ・PTA

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処の流れ

- ①重大事態が発生した旨を、新潟市教育委員会に校長または教頭が速やかに報告する。
- ②新潟市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査の結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係・その他必要な情報を適切に提供する。